

令和4年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

本市上下水道局では、いわゆる「新・担い手三法」の趣旨等を踏まえた制度改正を行ってきましたが、令和3年度までの入札状況等を踏まえ、建設工事について下記のとおり制度改正を行います。

制度改正

- ・土木一式工事の入札方法等を一部変更します（試行）

令和4年4月13日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

土木一式工事の入札方法等を一部変更します(試行)

本市上下水道局発注の設計金額が 4,000 万円以上 1 億円以下の下水道管渠の開削工事の入札について令和 4 年度から一部入札方法等を変更します。

(変更点)

年度当初については、「大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱」に定められているとおり、土木一式工事の等級がA等級の業者のみ参加できることとします。ただし、入札不調となった場合は、その後に入札公告を行う案件については、土木一式工事の等級がB等級の業者のうち同業種の平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者についても参加できることとします。

【入札参加者基準(土木一式工事のうち設計金額 4,000 万円以上 1 億円以下の下水道管渠の開削工事)】

	現行	改正後
設計金額 4,000 万円以上 1 億円以下	A等級 <u>B等級※</u>	A等級
		上記入札が不調の場合
		A等級 <u>B等級※</u>

※土木一式工事の平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者に限る。

◆ 令和4年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。